

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による通知すべき事項を記載した書面は、香川県収用委員会事務局において保管してあるので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により公告する。

平成25年12月20日

香 川 県 収 用 委 員 会

1 書面の種類

平成25年12月20日付け審理の開始の通知文書

2 通知を受けるべき者の氏名及び住所

岩田 信儀 住所不明。ただし、戸籍附票記載の住所 福岡県北九州市戸畑区浅生2丁目9番  
7号

3 書面の受領等

当収用委員会事務局にて、通知すべき事項を記載した書面の交付を受けること。

受領しないときは、平成26年1月10日をもって通知があったものとみなされる。